

平成25年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

平成25年6月27日(木曜日)

議事日程第5号

平成25年6月27日(木曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第77号及び同第78号
- 日程第4 議案第79号から同第84号まで及び議案第87号
- 日程第5 議案第85号、同第88号及び請願第1号
- 日程第6 議案第86号
- 日程第7 議員派遣について
- 日程第8 閉会中の継続審査及び調査について

本日の会議に付した事件

+

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第77号及び同第78号
- 日程第4 議案第79号から同第84号まで及び議案第87号
- 日程第5 議案第85号、同第88号及び請願第1号
- 日程第6 議案第86号
- 日程第7 議員派遣について
- 日程第8 閉会中の継続審査及び調査について

応招議員 20名

出席議員 20名

1番	笠原幸江君	2番	斉木勇君
3番	渡辺重雄君	4番	吉川慶一君
5番	樋口英一君	6番	保坂悟君
7番	田中立一君	8番	古川昇君
9番	伊藤文博君	10番	中村実君

- | | | | | | |
|-----|-------|---------|-----|-------|-------|
| 11番 | 大 滝 | 豊 君 | 12番 | 高 澤 | 公 君 |
| 13番 | 田 原 | 実 君 | 14番 | 伊 井 澤 | 一 郎 君 |
| 15番 | 吉 岡 | 静 夫 君 | 16番 | 新 保 | 峰 孝 君 |
| 17番 | 倉 又 | 稔 君 | 18番 | 松 尾 | 徹 郎 君 |
| 19番 | 五 十 嵐 | 健 一 郎 君 | 20番 | 古 畑 | 浩 一 君 |

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | | | | |
|-----------------|-------------------------|-------|-------------|-------------------------|---------|-------|
| 市 長 | 米 田 | 徹 君 | 副 市 長 | 織 田 | 義 夫 君 | |
| 総 務 部 長 | 金 子 | 裕 彦 君 | 市 民 部 長 | 吉 岡 | 正 史 君 | |
| 産 業 部 長 | 加 藤 | 政 栄 君 | 総 務 課 長 | 田 原 | 秀 夫 君 | |
| 企 画 財 政 課 長 | 斉 藤 | 隆 一 君 | 能 生 事 務 所 長 | 久 保 田 | 幸 利 君 | |
| 青 海 事 務 所 長 | 山 岸 | 寿 代 君 | 市 民 課 長 | 竹 之 内 | 豊 君 | |
| 環 境 生 活 課 長 | 渡 辺 | 勇 君 | 福 祉 事 務 所 長 | 加 藤 | 美 也 子 君 | |
| 健 康 増 進 課 長 | 岩 崎 | 良 之 君 | 交 流 観 光 課 長 | 藤 田 | 年 明 君 | |
| 商 工 農 林 水 産 課 長 | 斉 藤 | 孝 君 | 建 設 課 長 | 串 橋 | 秀 樹 君 | |
| + | 都 市 整 備 課 長 | 金 子 | 晴 彦 君 | 会 計 管 理 者 | 横 田 | 靖 彦 君 |
| | ガ ス 水 道 局 長 | 小 林 | 忠 君 | 会 計 課 長 兼 務 | 小 林 | 強 君 |
| | 教 育 長 | 竹 田 | 正 光 君 | 消 防 長 | 伊 奈 | 晃 君 |
| | 教 育 委 員 会 こ ど も 教 育 課 長 | 池 田 | 修 君 | 教 育 次 長 | 原 | 郁 夫 君 |
| | 教 育 委 員 会 文 化 振 興 課 長 | 佐 々 木 | 繁 雄 君 | 教 育 委 員 会 こ ど も 課 長 兼 務 | | |
| | 歴 史 民 俗 資 料 館 長 兼 務 | | | 教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長 | | |
| | 長 者 ケ 原 考 古 館 長 兼 務 | | | 中 央 公 民 館 長 兼 務 | | |
| | | | | 市 民 図 書 館 長 兼 務 | | |
| | | | | 勤 労 青 少 年 ホ ー ム 館 長 兼 務 | | |
| | | | | 監 査 委 員 事 務 局 長 | 池 田 | 正 吾 君 |

事務局出席職員

- | | | | | | |
|---------|-----|-------|-----|-----|-------|
| 局 長 | 小 林 | 武 夫 君 | 次 長 | 猪 又 | 功 君 |
| 主 任 主 査 | 水 島 | 誠 仁 君 | 主 査 | 山 岸 | 由 尚 君 |

午前10時00分 開議

議長（樋口英一君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（樋口英一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、7番、田中立一議員、17番、倉又 稔議員を指名いたします。

次の日程に入る前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

倉又委員長。〔17番 倉又 稔君登壇〕

17番（倉又 稔君）

おはようございます。

本日9時30分より議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

所管事項調査の委員長報告につきまして、総務文教、建設産業及び市民厚生各常任委員長から、休会中に所管事項調査を行い、その経過についてそれぞれ口頭報告を行いたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第 2 . 所管事項調査について

議長（樋口英一君）

日程第 2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、3 常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18 番 松尾徹郎君登壇〕

18 番（松尾徹郎君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では休会中、6 月 20 日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容についてご報告いたします。

初めに、能生事務所所管、有線テレビ事業の告知放送設備についてご報告いたします。

この有線テレビ事業の告知放送設備は、設置から 19 年が経過し、施設の老朽化に伴い設備更新をするものであります。

整備事業費は約 1 億 2,300 万円を予定し、内訳につきましては平成 25 年度に告知放送センター設備に約 2,470 万円、また、平成 26 年度以降、一般家庭用の告知端末機、約 3,600 台に 7,770 万円、簡易放送局整備に約 2,060 万円を予定しております。

また、財源につきましては、告知端末機、各家庭 1 台当たり 5,000 円の負担金、及び能生地域の自治振興基金の活用を検討しており、これにより現在、磯部、中能生、上南、木浦地区 4 館が整備されておりますが、新たに 3 地区が整備されることにより、簡易放送局は全地区整備となり、各地区館からの独自情報を発信することが可能となりますとの説明がありました。

この事業について委員より、前回も説明を受けているが、もう一度わかりやすく説明を願いたいとの質疑に対し、旧能生町では平成 6 年に有線放送による緊急告知放送が整備されたものの、その後 19 年が経過し、設備が老朽化したため更新しなければならなくなった。

また、災害時に有線が使用できない場合に備え、現在の防災行政無線を活用し、戸別に受信できるようにするため告知端末を整備したいためである。加えて、告知放送設備が整備されている簡易放送局は、現在のところ能生事務所をはじめ能生分署ほか 4 地区公民館だけであり、これを機会に 7 地区全館を整備するものであるとの答弁であります。

次に、糸魚川市地域防災計画見直しの基本方針について、消防本部より説明を受けておりますので、主な内容についてご報告いたします。

これにつきましては、現行の糸魚川市地域防災計画は、平成 17 年 3 月の市町合併に伴い、平成 18 年 9 月に策定されたものでありますが、現在、策定されている新潟県地域防災計画との整合性を図るため、また、東日本大震災において発生した津波災害及び原子力災害への対応をはじめ、災害時に被害を最小限に食いとめるため、基本的な対策や体制の見直しが急務となっております。

そこで国、県では、東日本大震災の教訓を生かした対策の追加や、具体的な対応のあり方につい

て、現在、検討中ではありますが、これら国、県の計画との整合性を図るため、見直しをするものであります。

今回の見直し案では津波災害対策、また、原子力災害対策を追加し、これら災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるとの認識に立ち、被害を最小限に食いとめる減災の考え方を基本に、人命の確保を最重要視し、経済的被害をできるだけ最少となるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることを目指しております。

なお、この計画案につきましては、現在、最終調整の段階ではありますが、基本となる震災対策編では、7月に開催される平成25年度防災会議を経て決定する予定であります。また、追加される津波災害対策及び原子力災害対策などについては、平成25年度中に素案を作成する予定であるとの説明がありました。

これにつきまして委員より、防災計画が市民にわかりやすく伝わらないといけないと思うが、もっとわかりやすく、活用しやすいものにすべきだと思う。この点についての取り組み方、考え方を伺う。また、カラー版で全戸配布となると費用もかかるだけに、各地区、各地域で想定される災害に合わせてハザードマップを作成していただきたい。

さらに、各地域で独自のハザードマップや、避難路マップなどを作成した場合の作成費補助についても対応願いたいと思うが、その対応についてはどのように考えるかとの質疑に対して、今回の防災計画も1,000ページにも及び、また、災害時にどのような対応をとるかを詳細に記されているだけに、全部を読んでいただき、理解していただくことは難しいのではないかなと思う。したがって、市民の役割や各地域の実情に合った理解しやすい資料を作成し、各地域を回り防災訓練の研修会などに反映できるよう努めたい。また、地域で検討した避難場所、避難経路など地域の皆さんと協力する中で、ハザードマップを作成し、各地区独自での作成費用については、補助も可能と捉えているとの答弁であります。

次に、市民会館のリニューアルについて、文化振興課より説明を受けておりますので、その内容と結果についてご報告いたします。

これにつきましては、行政側よりリニューアル案が提案されて以来、1年以上をかけて総務文教常任委員会で協議されてきました。また、今回の説明につきましては、今までの経過とともに、最終的な整備方針とスケジュールについても詳細な説明を受けたところであります。

長期間にわたり委員会で論議され、また、施設整備においても協議を重ねる中で、委員より提案がありました点についても、限られた予算の中で、できる限り対応しようとした行政側の姿勢がうかがえる内容であったと思います。

以下、主な質疑と結果についてご報告いたします。

委員より、新築をするならば、今が最後のチャンスだと思う。新築と改修をした場合の快適性やランニングコストなど、比較できる資料が盛られていないと思うがとの質疑に対しては、新築のほうが、さまざまな点ですぐれていると思うが、改修をした場合でも快適性、機能性についても十分対応できるものと考えているとの答弁であります。

また、当初提案された整備計画と比較し、格段に進歩したと思う。そこで今後の進め方で、実施設計が繰り越して延長され7月までとなっているが、現在、実施設計はどのような状況なのか伺う。また、確認申請については手続上、既に問題ない状況なのか、耐震関係の審査は全部終わっている

のかとの質疑に対し、客席の椅子の部分が確定していないため、早急にプロポーザルを実施し、明確に仕様を決め、実施設計に組み入れたい。また、確認済証については、1月25日に交付されており、工事にかかることができる。耐震審査は全て終わっているとの答弁であります。

その他、委員より、施設整備について確認と要望事項がありましたが、詳細については委員会議事録のとおりであります。

委員より、長期間にわたり議論を重ねてきたが、委員会として結論を出すべきではないかとの意見があり、採決の結果、賛成多数で行政側の提案どおり了承することに決しました。

この市民会館のリニューアルにつきましては、新市建設計画では市民プラザを建設する予定でありましたが、諸般の事情により、このたびの提案に変更を余儀なくされました。行政はもちろんのこと、関係議員をはじめ市民にとりましては、まことに複雑な思いであります。これまでの間、協議を重ねながら、委員の建設に対する熱い思いを痛感させられた協議内容であったと思います。

行政においては今後とも、引き続き細部における市民要望に、できる限り対応されるよう切に要望いたします。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番（保坂 悟君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では会期中の6月21日に、能生地域企業団地造成事業について所管事項調査を行っておりますので、主な経過についてご報告いたします。

株式会社クリエイトワンフーズの工場建設断念までの経過につきましては、平成25年5月15日の全員協議会で説明されたとおり、市に対して新工場建設のため工場用地を用意してもらいたいと要請があり、50人の新規雇用も見込まれたことから、市では用地買収及び造成を行い、賃貸借する方針で1億7,046万3,350円を投入し、取り組みを行ってきたところであります。

しかし、株式会社クリエイイトワンフーズより、原材料の甲イカの漁獲量の減少、中国、EU諸国の需要増による原料価格の高騰、それに加え業界の過当競争のため在庫処分が進まず、さらに近時の円安による調達コストの上昇で資金繰りが厳しくなり、平成25年3月29日に新工場建設を断念すると報告があったというものであります。

5月15日の全員協議会でも指摘された用地取得と購入済みの土地単価について、会社側への法的な対応と企業誘致保証金について、市の責任についての3項目の説明を含め、全員協議会後の市の方針に変更がない旨の説明を受けました。

その3項目の指摘事項についてであります。1点目の用地取得と購入済みの土地単価については、市が購入しようとしている個人の土地には抵当権が設定されており、購入に時間を要すると取得が困難になる可能性があること。造成地の西側には雨水貯留槽が埋設されているため、個人地との交換が難しく、東側の土地との交換では道路に面している部分が少ないため、利便性が低くなること。個人地を市で借地し、企業団地として利用することについては、抵当権等の行使により、企業団地として利用が不可能になるおそれがあること。これらの3点を挙げて、個人地を早急に取得し、一体的に土地利用を図りたいと改めて説明がありました。

また、購入済みの土地単価については、平成16年に市道楨能生線を改良した際の宅地単価を時点修正し、造成にかかわる経費を控除し算出したものであり、妥当であると説明があり、今後、購入しようとしている個人の土地については、購入済みの土地取得単価を上限として、少しでも安く購入できるように交渉する方針であるということでありました。

次に、2点目の会社側への法的な対応と企業誘致保証金については、市の顧問弁護士に相談した結果、締結された工場立地に関する基本協定の内容では、債務不履行は問えない。重要事項確認書にも債務不履行に対する請求条項、約定がないので責任を問えるものではない。企業誘致保証金は仮契約が必要であり、企業誘致としての性格上、着手前の仮契約は困難であるとの考えが示され、結論として、会社側に法的責任を問うのは困難な状況であるとのことでありました。

3点目の市の責任については、関係機関と連携し、市内企業の新增設及び市外企業の誘致に努め、当初の目的を達成するとしております。そのためにも用地取得のために地権者、抵当権者との交渉を進めたいとのことでありました。

各委員より、関連会社の東食品の経営状況について、土地取得後クリエイイトワンフーズへの賃貸の可能性について、一体的な土地にした後の活用見込みについて、今回同様に土地購入や造成を他の企業から要請があった場合の対応について、土地を一体的にするために購入するからには、市長任期の4年間に企業立地を進め、それがだめなら行政が海洋高校とともに、海産物や山の特産物を使った加工所を設置していくくらいの考えを市民に示すことについて、工場用地の賃貸のあり方についてなどさまざまな質問がされ、それぞれについて担当課より説明を受けました。

それらの質疑を踏まえて織田副市長が要約する形で、今回のケースの、民地を市が取得をして、誘致企業に貸し付けるというやり方は今までに例がない。このやり方については猛省をし、教訓として、今後は違った対応をしていくことにしなければならない。土地の取得支援をしたり、助成する方法等で検討していきたい。その旨を市長にも進言したい。ただ、市有地については誘致企業に賃貸借というケースがあるので、それは別途対応したい。

今回、この土地については両サイドの土地は購入したが、真ん中が空いており分断している。こ

のままでは抵当権もあるので、将来的には利用できないというケースも発生するので、今回は真ん中の土地の抵当権を外して、市が所有権を取得するという方法とし、将来的に、この土地を有効活用したいと考えていると改めて提案があり、その上で、今後できるだけ早く土地購入を進めるために、土地開発基金による土地の取得についての意向も出されました。

委員からは、教訓を今後に生かして工場誘致をしていくことは賛成である。用地取得のために地権者、抵当権者との交渉を今後進めて、企業誘致を行うにはリスクがつきものだが、そのリスクをはね返すような地域振興、あるいは雇用をふやすということで今後とも頑張っていたきたい。

土地開発基金先行もあるが、今の円高やいろんな形になると海外移転だとか、企業の撤退の事例も出てくることがあるので、今後の方法として、企業誘致の対策を今回のことを教訓にしているいろんな形でやるということだが、市の条例で最低限の操業期間、ある程度やってくれという条例を設けるなど全国では何件か実施しているので、そのぐらいの契約は必要だと思うので、検討してやっていただきたい。

また、今回の教訓を整理して、能生地域におけるこういう対応だけではなく、他の自治体等でも企業誘致には力を入れていると思う。そして失敗もあると思う。そういうのも整理をして委員会に報告してもらいたい。行政で企業誘致を進めるためにはこういう問題点もあるし、こういうときには、こういう対応をすべきというような、1つの指針になるものをまとめていただきたい。

さらに、市民は土地購入後の対応を厳しく見ている。きちんとした対応で、その土地利用に向けて一生懸命努力をやっていただきたいなど、一歩前へ進めるように各委員より発言があり、それらを守ることを前提に、市の方針どおり進める形で調査を終了しております。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

古畑浩一議員。

20番（古畑浩一君）

それでは、ただいまの委員長報告に対しまして、委員会の中でもしっかり審議されたことなんで、内部に踏み込んだ質問はいたしません、1点、用語の確認であります。

企業立地の基本契約ということ行政と交わした後、弁護士と相談した結果、債務不履行には問えないというご説明でありましたが、契約不履行ではなくて債務不履行なんですか。この場合でいう債務という考え方は、どういうふうな形で、弁護士はどういう解釈で、ここは債務不履行という指示をされたんでしょうかね。委員会でその辺の説明があったかどうか、お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番（保坂 悟君）

お答えいたします。

委員会におきましては、その行政の先ほど述べた説明についてのみでありまして、特に委員からのほうからも質問等がなく、そのまま了承した形となっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

古畑浩一議員。

20番（古畑浩一君）

それでは1点、もう一度確認いたしますが、行政側は説明の中で契約不履行ではなく、債務不履行という用語を使って説明されたということについては、間違いはないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番（保坂 悟君）

お答えいたします。

その文言は、正確に報告に挙げたとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

古畑浩一議員。

20番（古畑浩一君）

それならこれ以上、委員長にお聞きしてもしょうがないところでもありますが、全く個人的な解釈であります。私も当時、議長として立ち会いをさせていただきました。クリエイトワンフーズ側と行政が企業立地、50人の雇用契約や地元雇用促進ということで契約を交わした。その契約をできないということの契約破棄ということだろうとは思いますが、その責任を問うということなんですが、債務という考え方、市が金を貸したということになるんでしょうかね。

その辺の解釈の仕方につきまして、委員長、また今後の委員会運営の中で、ちょっと私的にはどういう経過で契約不履行ではなくて、債務不履行になったのかというところが少し疑問が残る点がありますので、今後の委員会の中で、この辺につきましては、ぜひ記憶していただきまして、いずれの時点で確認をしていただきたいというふうに思います。

これはお願いを申し上げまして、質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番（保坂 悟君）

お答えいたします。

今ほどそういうご指摘をいただきましたので、また委員会のほうでも、さらに調査をしていきたいというふうに思います。

議長（樋口英一君）

次、田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

田原議員。

13番（田原 実君）

1点、お聞かせいただきたいと思います。

かかる土地の取得についてですけれども、その土地に抵当権が設定されていたという報告でありましたが、その抵当権の種類、それから額、そしてその解除の条件等、質疑があれば、その内容について、明かされたのであれば教えてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番（保坂 悟君）

お答えいたします。

今ほどの抵当権についての詳しい説明というのは、若干、休憩中とかに確認はされておりますが、正式な答弁としてはないものですから、ここでは今、それを発言することはできないし、また、経過にも載ってはおきませんので、ご了承いただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

田原議員。

13番（田原 実君）

わかりました。

市がどういった土地を購入しようとしていたのか、さかのぼってのことではありますけれども、行政の姿勢が問われるとこだと思いますので、今後の調査をよろしくお願いします。

終わります。

議長（樋口英一君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

中村委員長。〔10番 中村 実君登壇〕

10番（中村 実君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、6月24日に所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果に

ついでご報告いたします。

調査事項は、上水道及び工業用水道から生じる汚泥の処理について、及び糸魚川市産業廃棄物最終処分場から環境基準を超える鉛が検出されたことについての2項目であります。

まず、上水道及び工業用水道から生じる汚泥の処理については、今まで当委員会にて何度か所管事項調査を行い、随時、報告を受けてきていることから、今回は特に質疑はありませんでした。

続きまして、糸魚川市産業廃棄物最終処分場から環境基準を超える鉛が検出されたことについて、この項目は、去る5月2日と23日に測定した値に、基準値の0.01を上回る数値が検出されたとの報告があったことから、調査を行ったものであります。

委員から、なぜこのような結果が出たのかとの質問に対し、行政からは、埋め立て物と同じ面の井戸で採水しており、埋め立てた廃棄物の影響があるのか調べていきたいとの答弁がありました。

また、数値が出たり出なかつたりしているので、ある程度、安定していると思うが、適正化工事で掘り起こすことによって不安定となるのではないのかとの質問に対し、心配もしているが、水については工事の中で検査をやっていき、浸透水採取槽で異常があれば、分析をしながらやっていく計画であるとの答弁がありました。

また、二度とこういうことが起きないように、教育の場でもこのようなことを伝える必要性を感じるので、適正化工事の記録を残してほしいとの要望がありました。

そのほかにも質疑や意見がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

また、この項目については、今後、適正化工事の現地視察などの調査を行っていく予定でもあります。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第77号及び同第78号

議長（樋口英一君）

日程第3、議案第77号及び同第78号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結

果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

本定例会において総務文教常任委員会に付託となりました本案は、去る6月20日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。また、請願第2号については、継続審査であります。

初めに、議案第77号、糸魚川市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についてご報告いたします。

この議案につきましては、糸魚川市情報公開条例、糸魚川市個人情報保護条例、糸魚川市下水道事業受益者負担金に関する条例、及び糸魚川市水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正であり、提案理由の説明にもございましたが、国有林野の管理経営に関する法律が改正されたことにより、国有林野事業が国営企業でなくなるため所要の改正を行うものであります。

委員より、条例改正案に直接関係する質疑ではありませんでしたが、情報公開について質疑がありましたのでご報告いたします。

市長は今回のマニフェストで、さらなる情報公開を進めるとうたっているが、どのように進めていくのか、何をオープンにしていくのか、また、オープンデータを進めるとはどういうことかとの質疑に対し、オープンデータという考え方については、情報公開制度ではなく、市が保有している統計資料、あるいは、さまざまな報告書を電子データで提供していくということであり、市民や企業がホームページ等で簡単に取り出し活用しやすいように、担当課としてもできるところから取り組みたいと思っているとの答弁であります。

次に、議案第78号、字の変更についてであります。

これにつきましては、国土調査事業により、能生地域鬼伏地区の字混在箇所を整理し、土地管理を円滑にするためのものであり、質疑なく、原案どおり可決されております。

以上で、付託案件審査報告を終わります。

議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号、糸魚川市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第78号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第4．議案第79号から同第84号まで及び議案第87号

議長（樋口英一君）

日程第4、議案第79号から同第84号まで及び議案第87号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番（保坂 悟君）

本定例会で建設産業常任委員会に付託されました本案について、6月21日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、全ての議案について原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第81号と同第82号については、委員から、古い機種についての下取りの考えはないかとの質疑に対して、今回の議案が可決された後に売却等を含め検討したい。他の部品等の使用が共有可能な場合もあるので、そういった利用も含めて検討し、処分したいと回答がありました。

さらに、スキー場の利益が上がらないという中で、下取りなど小さいことだが、きちっと考えて入れかえをしていただきたい。特に、シャルマン火打スキー場の圧雪車については、どうしても外国産のものが必要なのか、日本製のものできないのか、よく考えた経営をしていただきたいと要望も出ております。

また、市の一般会計からお金を出さなくてもいい経営状況を本当はつくっていくべきであるし、しっかりした人から経営をやってもらわないとだめだと思ふとの意見に対して、収益的施設であるので、基本的には収入で全て賄うのが理想的な姿である。ただ、現状からいくと、かなり厳しいのが現状であるので、そういう中で市として指定管理料、修繕料等、なるべく少ない形にもっていく

というところを、指定管理者と協議する中で進めていきたいと思っているとの答弁がありました。
そのほかにも若干の質疑がありました。特段報告する事項はございません。
以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号、糸魚川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第80号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第81号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第82号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第83号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第84号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第87号、平成25年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5．議案第85号、同第88号及び請願第1号

議長（樋口英一君）

日程第5、議案第85号、同第88号及び請願第1号を議題といたします。

本案につきましては休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

中村委員長。〔10番 中村 実君登壇〕

10番（中村 実君）

本定例会初日に市民厚生常任委員会に付託されました議案は、6月24日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案可決であり、請願第1号は不採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告申し上げます。

議案第85号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定については、委員から、東日本大震災の復興のための施策という趣旨であり、緊急にやらなければいけないということだが、担当課から説明のあった10年間で1億1,000万円を防災行政無線整備事業などにおいて、今後、必要となる起債償還財源の一部に充てるというのは一般的な施策ではないかとの質問に、地方公共団体が実施する防災のための施策というのは、東日本大震災を教訓として、ほかの地域全国どこでもこのような被災は起こる可能性があるため、それに対する備えを早急に進めるものであるとの答

弁がありました。

また、法人税減税が復興増税以上にやられており、国民の所得税の分まで法人の減税と相殺してゼロになり、復興で使うという趣旨と違っているのではないかととの質問に対し、法人の減税等については震災前からの不況、あるいは震災による経済の影響等を考えての経済活動を活性化しないといけないという観点から、国において取り組まれた減税であろうかと思っておりますが、本市において防災対策に不足するところを、市民の皆様からご負担していただいた上で進めたいということが基本的な考えであり、ご理解をいただきたいとの答弁がありました。

この議案については起立採決の結果、賛成多数で可決となっております。

次に、議案第 88 号、糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）では、委員から、国保診療所の整備スケジュールと、おおさわの里の整備の連動についての質問があり、診療所の完成が平成 26 年度の夏ごろであり、おおさわの里と連携して進めているとの答弁がありました。

その他、若干の質疑はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

次に、請願第 1 号、年金 2.5% の削減中止を求める請願については、紹介議員の説明を求めた後、審査を行いました。

審査の過程では、本来の法律の規定から 2.5% 高い水準にあるものを元に戻すということであり、ほかの保障費も含めて全体で考えるべきものと反対意見もあり、起立採決の結果、起立少数により不採決と決しました。

このほかにも質疑や意見がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

+

+

議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

新保議員。〔16 番 新保峰孝君登壇〕

16 番（新保峰孝君）

おはようございます。

日本共産党の新保峰孝でございます。

議案第 85 号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

この条例は市民税を 1 人当たり年間 500 円、県民税 500 円を含めれば 1,000 円を 10 年間増税するもので、東日本大震災関連で出されたものであります。

復興増税関連法案は、東日本大震災が起こった 2 年前の 2011 年、第 179 国会終盤の 11 月 30 日、賛成多数で成立したものであります。本案はその中の東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が根拠となっているものであります。

復興増税関連法案の基幹的法案が、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法であります。個人所得税を 25 年間で 7 兆 3,000 億円増税すると、法人税を 3 年で 2 兆 4,000 億円増税する等の内容の法律であります。

その際、復興増税関連法案とともに、所得税法一部改正案も賛成多数で成立しております。所得税法改正の当初案は、3.11 東日本大震災の前の 1 月に提出されておりましたが、法人税実効税率 30% を 5% 引き下げ 25% にするものであります。当時、大企業の内部留保は、その前の 10 年間で 160 兆円から 100 兆円ふやして 260 兆円になっておりました。このことにより法人は、復興増税として 3 年間付加税の形で 10% 法人税に上乘せし 2 兆 4,000 億円払っても、実態は下げられた実効税率 25% に付加税 10% 分の 2.5% を加えた 27.5% であり、3 年間は 2 兆 4,000 億円の減税、4 年目からは、その倍の 5% の減税が続くというものであります。

東日本大震災で家も家族も失った方、あるいは原発災害で放射線量が高く自宅に戻れない方、避難されている方がたくさんおられる中で、国民には増税し、内部留保をふやしている大企業には減税、被災者や低収入の方からも毎年 1,000 円を住民税均等割に上乘せして 10 年間徴収する。こういうやり方は、到底容認できるものではありません。

市税条例の一部改正案では、低収入の方からも 500 円を加算徴収することになり、本案については反対するものであります。

続いて、請願第 1 号、年金 2.5% 削減中止を求める請願に対する賛成討論を行います。

昨年 10 月 29 日招集の第 181 臨時国会の会期は 19 日間でありました。解散前の混乱に乗じ、民・自・公 3 党による談合が重ねられ、審議はほとんど行われず、解散当日の 2012 年 11 月 16 日に成立が強行された 10 件のうちの 1 件が、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案でした。

年金給付額は、ご承知のように物価に連動し決定されますが、この年金改正法案は物価が下落した 2000 年度から 2002 年度、自・公政権時に特例で据え置いた影響分 2.5% 分を減額するというものであります。これとは別に 2011 年度、1 年間の消費者物価の変動マイナス 0.3% に合わせて昨年 4 月分の年金、6 月支給から給付額が 0.3% 削減されております。過去の物価下落時の差額 2.5% 分を、2012 年度から 2014 年度の 3 年間で解消するためとして、その 1 年目の分として昨年 10 月分の年金、12 月支給から 0.9% 削減されました。これにより 2011 年度の消費者物価変動分と合わせると 1.2% 削減されたこととなります。2013、14 年度の 2 年間で、さらに残りの 1.6% を削減する予定となっております。

物価の下落と年金の削減を見ますと、基準となる 1998 年から 2010 年までで物価は 3.6% 下がっておりますが、年金給付も 2011 年度までに 1.9% 下げられております。過去の

物価下落にかかわる差額は1.7%しかありません、2.5%はないわけであり、予定どおり削減されれば、物価下落以上に年金額が減らされることとなります。基礎年金だけの人の平均が月5万円にも届かない極めて低いものを、さらに削減することにもなります。障害年金や母子家庭などの児童扶養手当、原爆被爆者の手当なども連動して引き下げられることになることとなります。

年金世帯の生活実態から見れば、消費者物価が下がっている主な原因は、パソコンやテレビ、ビデオなどの値下がりによるものであり、食料品などはほとんど下がっておりません。水光熱費や医療費などは上がっております。年金世帯の日常生活の必需品で考えれば、生活費の負担が減っているわけではありません。年金給付総額が年間約50兆円ありますから、年間ベースで6,000億円もの給付減となります。地域経済に対する影響も少なくありません。

高齢者を取り巻く環境も2000年度、介護保険料の導入、2005、2006年度、高齢者世帯の増税、後期高齢者医療保険料の見直し、介護保険料の見直し等、一層厳しくなっております。このような状況を考えれば、年金2.5%削減中止を求める請願は、年金生活者の実態に沿ったものであり、妥当なものと考えますので、賛成するものであります。

以上であります。

議長（樋口英一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第88号、平成25年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第1号、年金2.5%の削減中止を求める請願についてを採決いたします。

本請願に対する採決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（樋口英一君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

ここで15分まで休憩いたします。

暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 開議

議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第6．議案第86号

議長（樋口英一君）

日程第6．議案第86号、平成25年度系魚川市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

本定例会において総務文教常任委員会に分割付託となりました関係部分につきまして、去る6月20日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付のとおり原案可決であります。

それでは、審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

2款、総務費については、委員より、当初予算の減額補正について、地域の元気臨時交付金7億6,000万円についての用途について伺うとの質疑に対し、3月定例会最終日に、6月補正の対応について説明させていただいたが、国の緊急経済対策分であり、財源内訳としては国庫支出金として取り扱われるものであり、配付した資料にもあるように商工農林、建設課、都市整備課の事業がほとんどである。大きなものとしては新幹線事業の駅舎関係であり、3月まで約30億円の緊急経済対策に関する公共事業内示がありましたが、その半分が駅舎関連の整備事業に充てられることにより、これら事業を総括して7億6,200万円の交付金を国からいただくということであ

るとの答弁がありました。

また、一斉に予算がついたことによる事務作業が間に合わず、なかなか予算執行ができない現状ではないかと思うがどうかとの質疑に対しては、今回の緊急経済対策で実質的には25年度、あるいは26年度分の事業がほとんどであり、特に、緊急経済対策は24年度事業となるだけに、26年度に繰り越しができない。したがって、発注件数もかなりあり、技術者、設計補助も含めて、年度前半での発注率を上げるよう全庁的に取り組みたいとの答弁であります。

次に、10款、教育費については、委員より、小学校費に関係して、企業の倒産により現在、青海中学校の給食が田沢小学校でつくられており、現場では手狭であり、混乱していると聞く。それまでの300食程度から、600食つくらなければならない現状であり、食中毒等が心配であるが現状を把握しているのかとの質疑に対し、青海中学校分の給食も、今後は田沢小学校で調理したいと考えており、現在、調理器具の増設を行っている。様子を見ながら設備の改修など、現場と協議しながら職員の増員も含め検討したいとの答弁であります。

また、委員より、緊急措置として田沢小学校でつくるのか、それとも、これからは青海中学校分も田沢小学校でつくり続ける考えなのかとの問いに、スペースの問題も今後の検討課題だが、そのように考えているとの答弁であります。

それに対して委員より、この件に関しては補正予算対応も含めて早急に対応していただきたい。また、緊急避難的に田沢小学校で対応しているわけであるが、田沢小学校の給食室を増設するという考えよりも、青海中学校での給食室を建設するほうがよいと考える。このことも検討に入れていただきたいとの強い要望がありました。

なお、この件に関しては、委員会として集約すべきであるとの意見が出ましたので、委員に諮り、集約事項と決しました。

委員会集約を申し上げます。

青海中学校への給食供給について、田沢小学校での調理は、食の安全や供給体制、また、職員負担を考えれば、早急に対応しなければならない課題である。田沢小学校の給食室の拡張、または青海中学校での給食室新設についても考慮に入れながら、早期に結論を出すよう求めると集約しております。

次に、10款8項3目、体育施設費の中の能生体育館実施設計委託について質疑があり、文化機能をつけていただきたいという意見もあるが、それら要望は反映されるのか。また、建設予定地についても用地購入費を考慮すれば、全員協議会でも協議題となった、市が新たに造成した工場団地もある。これを活用することにより、新たな用地購入費はかからないと思うがどうかとの質疑に対し、体育館建設予定地については、能生地区の建設検討委員会で長期間にわたり検討した結果であり、今の時点では地権者とも合意済みであり、それを踏まえたいと思う。工場用地についても重要な課題であるだけに、これらについても対応していきたいと思うとの答弁であります。

その他、活発に質疑が交わされておりますが、詳細につきましては、委員会議事録をごらんいただきたいと思えます。

以上で、総務文教常任委員会審査報告を終わります。

議長（樋口英一君）

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番（保坂 悟君）

建設産業常任委員会に付託されました本案について、6月21日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

7款、観光費の観光協会支援事業について、追加された臨時雇賃金と北アルプス日本海広域観光連携の内容についての質疑があり、臨時雇用の期間的としては、7月から来年の3月までの9カ月を予定しており、事務の内容については、北アルプス日本海広域観光連携会議の事務をお願いしたい。北アルプス日本海広域観光連携会議については、実践組織として専門委員会を設置する予定にしているが、特に観光連携の専門委員会については、糸魚川市の観光協会から事務をしていただく予定にしており、その事務の支援ということで臨時職員を市で採用して、その事務につかせるということである。観光協会の組織強化に向けた事務処理も、この臨時職員から担ってもらう考えであるとの答弁がありました。

また、北アルプス日本海広域観光連携については、新幹線開通まで2年を切ってジオ戦略等も含め、どういうことを目指しているのかとの質疑には、細かな点については、現在、事務レベルで詰めている最中だが、大まかな連携会議の行動計画の案で考えているのは、広域観光の推進、連携した情報発信、連携した新幹線開業イベントの開催と、その他、新幹線の糸魚川駅の開業効果を生かすことのできる連携事業ということで考えており、そういった内容についての細かな検討、実施を専門委員会で実施していただきたいと考えている。

ジオパーク戦略プランに基づく活動は市として取り組んでいるものであるが、今回の北アルプス日本海広域観光連携については、それをさらに隣接する自治体のほうと連携して努めていくもので、延長線上にあると認識しており、できるだけ早く実際の取り組みにつなげていきたいと思っているとの答弁がありました。

商工費では、青海地域の新幹線高架下活用事業の見込みについて質疑があり、全線のうち半分ぐらいを純粋な商業スペースということで検討しており、残りは公共スペースということで、イベントがしやすい環境づくりをしようと2つの部会をつくり、商業スペースの部会と公共スペースの部会に分かれて検討を進め、パースづくりをしながら実施設計に向けていきたいと考えている。また、テナントの応募者については、5店の出店希望があり、そのうち3店は青海地域の方、2店は糸魚川地域の方と聞いているとの答弁がありました

その他、林業費では、県営林道開設事業で、早川谷が一望できる放山線に展望工事を行うことに関連して、放山線の残り約3,280メートルの工事について、一刻も早い開通をお願いしたいとの要望もなされております。

そのほかにも若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はございません。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（樋口英一君）

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

中村委員長。〔10番 中村 実君登壇〕

10番（中村 実君）

本定例会初日に、議案第86号、平成25年度系魚川市一般会計補正予算（第1号）のうち、市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、6月24日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

福祉事務所関係の3款3項1目、生活保護総務費では、委員から、セーフティネットで補助金が出たとのことであり、システム改修は基本的に基準改定ということだが、概要はどうかとの質問に対し、平成27年度の基準が新たに設けられ、生活保護費の中の8つの扶助のうち、生活扶助の部分で、現行基準とその差額を3年間かけて調整するものであり、激変緩和措置ということで1割以内の増減で決まっているとの答弁がありました。

次に、健康増進課関係の4款1項4目の保健衛生費では、委員から、風疹予防接種の対象となっている19歳以上の人で、小・中学校の時に義務的に受けていたわけではないと思うが、1,000人分を見ているということかとの質問に対し、特に女性を中心に年代ごとに対象者、接種率を積み上げた数がおよそ900人、同居家族が100人、合わせて1,000人を見込んでいるとの答弁がありました。

このほかにも若干の質疑や意見がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝でございます。

議案第86号、平成25年度系魚川市一般会計補正予算（第1号）であります。10款、教育費の中学生海外派遣事業の経費が64万3,000円追加され497万円となり、負担金も24万円増の119万円となっております。

国際感覚を身につけることは必要なことではありますが、小・中学校の義務教育段階での取り組みとしては、ふさわしいやり方とは思いません。対象学年全体の国際感覚を身につける取り組みにするか、目的をはっきりさせ、ジオパーク等の交流親善を目的にするのであれば、人数を減らし、予算額も減らすべきと考えます。

そのような点から、本案については賛成できないものであります。

以上であります。

議長（樋口英一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号、平成25年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．議員派遣について

議長（樋口英一君）

日程第7、議員派遣についてを議題といたします。

上越3市議会議員合同研修会、糸魚川・大町2市議会議員連絡協議会、糸魚川市・小谷村・白馬村議会議員連絡協議会、糸魚川市・朝日町議会議員連絡協議会に、会議規則第167条の規定により、20人の議員全員を派遣いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、20人の議員全員を派遣することに決しました。

なお、日程等につきましては、後日通知いたします。

日程第8．閉会中の継続審査及び調査について

議長（樋口英一君）

日程第8、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議

規則第 1 1 1 条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成 2 5 年第 4 回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る 6 月 1 0 日から本日までの長期間にわたり、平成 2 5 年度補正予算をはじめ多数の重要案件につきまして、慎重にご審議をいただきましたことに対し厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に 4 点についてご報告申し上げます。

最初に、6 月 1 9 日の大雨による被害についてご報告申し上げます。

梅雨前線の影響で大雨に見舞われ、1 9 日の累計雨量は、青海地域橋立で 2 1 8 ミリを観測いたしました。この雨により土砂崩れが 3 件発生したほか、連続雨量の基準を超えたため、国道 8 号、1 4 8 号、北陸自動車道等が一時交通止めとなりました。

また、大雨による増水で、小滝・平岩間の姫川右岸の護岸の根元が洗掘を受け、1 5 メートルにわたり被災をいたしました。これに伴い J R 大糸線の安全が確保できないことから、J R 西日本では当分の間、糸魚川から南小谷間を運休とし、バス、タクシーによる代行輸送を行うことといたしております。

被災した箇所の管理者である長野県大町建設事務所では、6 月 2 5 日より応急復旧を開始いたしましたところであり、市といたしましては、小谷村、新潟県とも連携をいたしまして、早期の運転再開に向けて今後も関係機関に要請してまいります。

2 点目に、糸魚川市総合防災訓練についてご報告申し上げます。

6 月 2 3 日に、市内海岸沿い 5 8 地区、並びに多数の関係機関、合わせて約 8 , 0 0 0 人の方々からご参加をいただき、市内一斉の津波避難訓練を実施いたしました。

各地区では、災害発生初期段階における情報の伝達、及び災害時要援護者への支援体制の構築などについて訓練をし、市においては、関係機関との連携体制の確認などについて訓練を実施いたしました。現在、訓練結果について集約中ではありますが、それぞれの立場における検証を行い、今後の防災対策に生かしてまいります。

3 点目に、電気化学工業株式会社青海工場の新たな施設整備の取り組みについてご報告申し上げ

ます。

電気化学工業株式会社は、平成27年に創立100周年を迎えることから、新たな取り組みの一環として、青海川上流に新たな水力発電所を計画いたしており、平成30年度の運転開始を目標に建設準備を進める予定とお聞きいたしております。

また、社宅整備についてであります。現在の青海地域の須沢アパートの老朽化に伴い、名引地区に新しいアパートの建設を計画いたしており、今月着工し、12月に完成予定であります。

市といたしましては、いずれも市内経済の活性化につながるものと期待をいたしております。

最後に、平成24年度一般会計の決算概況についてご報告申し上げます。

平成24年度一般会計の最終予算額は、繰越明許費を加えた総額で351億3,700万円です。決算額ベースでは、歳入で320億5,400万円、歳出で302億3,400万円の決算となり、差引18億2,000万円が25年度への繰越金となりました。

繰越事業の財源を除く実質の繰越金は14億9,000万円ですが、既に平成25年度当初予算と補正予算で5億300万円を計上いたしたことから、留保額は9億8,700万円となっております。

厳しい財政状況が続きますが、今後ともより健全な財政運営に努めてまいります。

以上、4点についてご報告を申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、平成25年9月市議会定例会の招集日を、8月26日(月曜日)とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

+

議長(樋口英一君)

これもちまして、平成25年第4回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午前11時39分 閉会

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+